

株主各位

兵庫県伊丹市行基町1丁目5番地

株式会社 **フジコー**

代表取締役社長 野添 誉之

第70期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染が懸念される状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、健康状態に関わらず、可能な限り株主総会へのご来場をお控えいただき、書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。書面による議決権の事前行使は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年6月25日(木曜日)当社営業時間終了の時(午後5時15分)までに到着するようご返送お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 兵庫県伊丹市中央6丁目2番33号
伊丹シティホテル(11階 寿の間)

3. 目的事項

報告事項

1. 第70期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第70期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

* 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産及び株主総会終了後に開催しておりました「会社近況報告会」「懇親会」は中止することといたしました。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

* 当日ご出席される場合には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいませようお願い申し上げます。

* 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト(<http://www.fujico-jp.com>)に掲載させていただきます。

* 当日は軽装(クールビズ)にてご対応させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦や消費増税の影響に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により景気は大きく後退しました。今後も予断を許さない状況で推移するものと思われま

す。このような状況のもと、当社グループとしましては、如何なる環境変化にも対応して、持続的発展を遂げられるよう、全力を使って付加価値を創出する、を基本方針に、「グローバル展開」、「付加価値の創出」、「生産拠点の整備」、「強固な事業基盤の構築」を重点施策として持続的発展を目指してまいりました。

2019年5月には、ドイツで行われた展示会「テクテキスタイル」に3度目の出展をし、当社の認知度の向上、新規顧客の開拓、欧州に向けた展開強化をほ

かりました。当社グループの業績につきましては、受注の減少及び新型コロナウイルス感染症の拡大による展示会中止の影響もあり、売上高は8,519百万円（前連結会計年度比96.4%）となりました。損益面におきましては、販売価格の適正化を進めたほか、連結子会社のPT. FUJIKO INDONESIAの損益が改善しましたが、売上高減少の影響により営業損失167百万円（前連結会計年度は営業損失73百万円）、為替差損の計上もあり、経常損失120百万円（前連結会計年度は経常損失15百万円）となりました。また、固定資産解体撤去費用の計上もあり、親会社株主に帰属する当期純損失336百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失619百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

<環境・エネルギー資材>

環境資材については、販売は、工業用フィルターは堅調に推移しましたが、耐熱フィルター、触媒ロフが軟調に推移した結果、減少いたしました。エネルギー資材については、販売は軟調に推移しました。その結果、売上高1,847百万円（前連結会計年度比91.8%）、セグメント利益65百万円（前連結会計年度比85.0%）となりました。

<工業資材>

工業資材については、販売は、連結子会社の売上が増加したものの、全体ではほぼ横ばいとなりました。また、PT. FUJIKO INDONESIAでは損益が改善したものの親会社での売上高減少の影響が大きく、損益は悪化いたしました。その結果、売上高3,257百万円（前連結会計年度比99.3%）、セグメント利益455百万円（前連結会計年度比87.4%）となりました。

<建装・自動車資材>

建装資材については、販売は、新型コロナウイルス感染症の拡大による展示会中止の影響もあり減少いたしました。自動車資材につきましては、販売はやや軟調に推移し、損益面は新材材の立ち上げに伴う費用増加もあり悪化いたしました。その結果、売上高2,927百万円（前連結会計年度比95.4%）、セグメント利益114百万円（前連結会計年度比62.2%）となりました。

<その他>

その他事業については、販売は、電気資材、帽子帽材等が堅調に推移しました。その結果、売上高486百万円（前連結会計年度比101.4%）、セグメント利益11百万円（前連結会計年度はセグメント損失12百万円）となりました。

セグメント別	売上高	構成比
環境・エネルギー資材	1,847百万円	21.7%
工業資材	3,257	38.2
建装・自動車資材	2,927	34.4
その他	486	5.7
合計	8,519	100.0

(2) 設備投資及び資金調達状況

当連結会計年度は、主に本社工場と石岡工場の機械及び装置等に232百万円、基幹システムの運用支援等に32百万円の設備投資を行いました。

なお、これらの所要資金は、自己資金で賄っております。

(3) 対処すべき課題

今後のわが国の経済見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の終息時期が見通せない中、予断を許さない経営環境で推移するものと思われまます。

このような環境のもと、当社グループとしましては、引き続き全力を使って付加価値を創出し、社会に貢献する事業運営を経営の基本として、高品質・高機能の不織布・フェルトの技術開発を推進し、お客さま満足度を向上させてまいります。

なお、今後とも収益力の改善対策として、一段の生産体制の効率化や、新製品の開発によりコスト競争力の強化をはかり、企業価値の向上につとめてまいります。

海外関係につきましては、グローバルな運営体制のもと、アジア、欧州、米国などで環境・エネルギー資材や工業資材を中心に積極的な事業展開を図るとともに、活動基盤を拡大し、より強固な事業基盤を構築し、海外売上高比率の向上を目指してまいります。

環境面につきましては、当社グループは、ISO14001を通じ、地球環境保全と、環境に配慮した事業活動に取り組んでまいります。

また、当社グループの技術の優位性の追求及びコンプライアンスの一層の徹底にも積極的に取り組み、継続的な企業価値の向上につとめてまいります。

株主の皆様におかれましては引き続き一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第67期 2016年度	第68期 2017年度	第69期 2018年度	第70期 2019年度 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	8,926	9,097	8,840	8,519
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	271	404	△15	△120
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	179	285	△619	△336
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	38円54銭	306円29銭	△665円09銭	△361円70銭
総資産(百万円)	12,960	13,279	12,745	12,037
純資産(百万円)	9,319	9,733	8,875	8,362

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数によっております。

2. 第68期の1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)につきましては、2017年10月1日付で普通株式5株を1株に併合しましたが、株式併合が期首に行われたと仮定して算出しております。

(5) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
富士工香港有限公司	800,000HK\$	100%	各種フェルト類の販売
富士工精密器材(深圳)有限公司	1,000,000元	100% (100%)	各種フェルト類の加工
株式会社三和フェルト	16,000,000円	100%	各種フェルト類の加工・販売
P.T. FUJIKO INDONESIA	9,510,000US\$	100% (0.5%)	各種フェルト類の加工・販売
三和氈子香港有限公司	100,000HK\$	100% (100%)	各種フェルト類の販売
SANWA FELT (THAILAND) CO., LTD.	10,000,000THB	100% (99%)	各種フェルト類の加工・販売
SANWA FELT VIETNAM CO., LTD.	10,847,608,200VND	100% (100%)	各種フェルト類の加工・販売
FUJICO KOREA CO., LTD.	200,000,000KRW	100%	各種フェルト類の販売

(注) 議決権比率の()内は、間接所有比率で内数であります。

(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社は、環境・エネルギー資材用、工業資材用、建装・自動車資材用、電気資材用、衣料資材用、帽子・帽材用のフェルト、不織布の製造・販売及び商品の販売を行っております。

(7) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

① 当社の営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社	兵庫県伊丹市
本 社 工 場	兵庫県伊丹市
石 岡 工 場	茨城県石岡市
一 関 工 場	岩手県一関市
東 京 支 店	東京都台東区

② 子会社の営業所及び工場

名 称	所 在 地
富士工香港有限公司	中華人民共和国
富士工精密器材(深圳)有限公司	中華人民共和国
株式会社三和フェルト	埼玉県北葛飾郡杉戸町
P.T. FUJIKO INDONESIA	インドネシア共和国
三和氈子香港有限公司	中華人民共和国
SANWA FELT (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国
SANWA FELT VIETNAM CO., LTD.	ベトナム社会主義共和国
FUJICO KOREA CO., LTD.	大韓民国

(8) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
475名	18名減

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
342名	2名減	44.9歳	15.3年

(注) 従業員数は就業人員であり、子会社への出向者10名は含まれておりません。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	217百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	100

2. 当社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 普通株式 4,000,000株
② 発行済株式の総数 普通株式 931,672株
(自己株式 68,328株を除く)
③ 株主総数 528名
④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本土地建物株式会社	171,000株	18.4%
勸友商事株式会社	129,028	13.8
株式会社みずほ銀行	46,400	5.0
泉株式会社	37,200	4.0
フジコー従業員持株会	35,766	3.8
永井詳二	29,800	3.2
株式会社三井住友銀行	23,100	2.5
東レ株式会社	21,600	2.3
日本生命保険相互会社	20,000	2.1
野添誉之	16,800	1.8

(注) 持株比率は、自己株式(68,328株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	野 添 誉 之	
常 務 取 締 役	稲 田 一 英	製造統括、開発、品質保証、生販管理担当兼生産技術部長兼品質保証室長兼一関製造部長兼PT. FUJIKO INDONESIAコミサリス
常 務 取 締 役	村 田 義 樹	企画、総務、経理・財務、業務担当兼企画室長兼法務部長兼業務部長
取 締 役	村 井 健 三	営業統括、物流、購買担当兼本社営業部長兼名古屋営業部長
取 締 役	前 原 豊 輝	海外事業部長
取 締 役	作 井 治 人	
取 締 役	清 水 修	
常 勤 監 査 役	野 瀬 義 一	
監 査 役	打 越 誠	
監 査 役	武 村 博 善	

- (注) 1. 取締役 作井治人、清水 修の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 打越 誠、武村博善の両氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役 作井治人、清水 修の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
 4. 監査役 武村博善氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
 5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動
- 就任
- | | | |
|-----|------|---------------|
| 取締役 | 前原豊輝 | (2019年6月27日付) |
| 取締役 | 清水 修 | (2019年6月27日付) |
| 監査役 | 武村博善 | (2019年6月27日付) |
- 退任
- | | | |
|-----|------|---------------|
| 取締役 | 西脇 敬 | (2019年6月27日付) |
| 監査役 | 調 俊彦 | (2019年6月27日付) |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、2011年6月29日開催の第61期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	8名	109,980千円
監 査 役	4	17,520
合 計 (うち社外役員)	12 (5)	127,500 (19,635)

(注) 1. 上記の人数及び報酬等の額には、2019年6月27日付で退任した取締役1名、監査役1名(うち社外監査役1名)が含まれています。

2. 当社は、2006年6月29日開催の第56期定時株主総会において、退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金制度を廃止し、第56期定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退職時に贈呈することを決議いただいております。当該決議に基づき、上記に含まれない退職慰労金として2019年6月27日付で退任した取締役1名に対し1,300千円支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

社外取締役

- ① 重要な兼職先と当社との関係

作井治人氏および清水修氏の重要な兼職先については、該当事項はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況

【取締役会】

当事業年度におきましては、合計15回の取締役会(定時取締役会13回、臨時取締役会2回)を開催しました。作井治人氏は15回中15回、清水修氏は12回中12回(同氏は、2019年6月27日就任)出席しました。主に経験と知識に基づいた企業ガバナンスの見地から議案審議などに、必要な発言を適時行いました。

社外監査役

- ① 重要な兼職先と当社との関係

打越誠氏および武村博善氏の重要な兼職先については、該当事項はありません。また、当該兼職先と当社との間に特別の利害関係はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況

【取締役会】

当事業年度におきましては、合計15回の取締役会(定時取締役会13回、臨時取締役会2回)を開催しました。打越誠氏は15回中15回、武村博善氏は12回中12回(同氏は、2019年6月27日就任)出席しました。各社外監査役は、適宜質問を行い意見を表明するなど、監査機能を十分に発揮しました。

【監査役会】

当事業年度におきましては、合計13回の監査役会を開催しました。打越誠氏は13回中13回、武村博善氏は10回中10回（同氏は、2019年6月27日就任）出席しました。各社外監査役は、監査役会で定めた監査方針に従って、取締役会その他重要な会議への出席、重要な書類の閲覧、各部門や事業所の監査、子会社調査等を行い、監査役会に報告しました。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 32,900千円

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を参考に、前事業年度までの監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移等を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めておりません。

(3) 当社及び連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

32,900千円

当社の重要な子会社であります富士工香港有限公司、富士工精密器材(深圳)有限公司、PT.FUJIKO INDONESIA、三和氈子香港有限公司、SANWA FELT (THAILAND) CO.,LTD.、SANWA FELT VIETNAM CO.,LTD. 及び FUJICO KOREA CO.,LTD. は、当社の会計監査人以外の会計事務所の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合、その事実に基づき当該会計監査人の解任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不信任に関する議案の内容を決定いたします。

7. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

1. 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役（海外子会社の取締役相当職を含む。以下「取締役等」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役等及び使用人は、内部統制システムに関する規程規則に従い法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとる。
 - (2) 当社グループ全体の、コンプライアンス（法令遵守）全体を統括する組織として、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。
 - (3) 製造業として重要な課題である「環境・安全」関係の法令等については、環境面は、「ISO14001環境マネジメントシステム」により管理し、安全面については、「安全衛生委員会」を活用運営する。
 - (4) コンプライアンスの推進については、取締役等及び使用人が、それぞれの立場でコンプライアンスを自ら問題としてとらえ業務運営にあたるよう、あらゆる機会を捉え、研修を行い指導する。
 - (5) 当社グループは、相談・通報体制を設け、取締役等及び使用人が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気がついたときは、総務部長、常勤監査役又は社外弁護士等に通報（匿名も可）しなければならないと定め、ガバナンス体制を強化する。また当社グループは、通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な扱いは行わない。

2. 取締役等の職務の執行に係る文書及び情報の保存・管理に関する体制

- (1) 取締役等の職務執行に係る情報については、法令及び文書管理規程ほか社内規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。
- (2) 職務の執行に係る文書及び情報は、文書管理規程に基づき保存管理すると共に取締役等及び監査役はこれらの情報をいつでも閲覧できるものとする。

3. 当社グループにおける損失の危機管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループで想定される事業活動における多様なリスクを把握、管理するため、個々のリスクに応じ制定した規程規則に基づき、その把握と管理のためのリスク管理体制を確保する。
- (2) リスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、リスク管理規程を定め管理体制を構築する。
- (3) 有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたり損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
- (4) 平時においては、各部門において定期的にリスクの洗い出しや検証を行い、そのリスクの軽減に取り組む。

4. 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及び業務の執行の報告に関する体制
 - (1) 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、当社取締役会（取締役会規則）を月1回開催し、重要事項（取締役会付議事項規則）の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行う。また必要に応じて常務会（常務会規則）を適宜開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係わる意思決定を機動的に行う。
 - (2) 当社グループの将来の事業環境を踏まえ、中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。
各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社グループの取締役等は、グループ会社経営管理として、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行い内部統制の確立と運用の権限及び責任を有する。
 - (2) 取締役等は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
 - (3) 当社が定める「関係会社管理規程」により、各グループ会社は自社の事業状況及びその他重要事項について、当社へ適宜報告することとしており、その報告は監査役へ閲覧され、監査役は必要に応じて当社グループ各社に説明を求めるものとする。
 - (4) 当社内部監査室は、内部監査規程に基づき、必要に応じて業務監査・会計監査・特命による調査を実施する。
6. 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制と当該使用人に関する事項
 - (1) 監査役が補助使用人を求めた場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。
 - (2) 当該使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。
 - (3) 使用人の取締役等からの独立性を確保するため当該使用人の任命、解任、人事異動、評価等を行う場合は、予め監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定する。
7. 取締役等及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役等及び使用人等が監査役に報告すべき事項の範囲及び報告方法を定め、監査役の情報収集のための体制を確保すると共に、監査役はいつでも必要に応じて、取締役等及び使用人等に対して報告を求めることができるものとする。
 - (2) 社内通報に関する規程（内部通報規程）に基づき、社内窓口を担当部署と監査役、外部窓口を社外弁護士とし内部通報制度を運用し、速やかに通報状況を窓口関係者間で共有する体制とし、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

8. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に前条の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱い（報復行為）を行うことを禁止する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

また監査役がその職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めることができ、その費用を会社が負担することを認める。

10. 反社会的勢力の排除に向けた体制

反社会的勢力及び団体からの接触に対しては、「反社会的勢力・不当要求等のトラブル対策行動基準」に基づき、社外弁護士や警察と連携し、圧力を受けた場合は毅然とした態度で対処し、一切の関係を持たない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムに関する運用状況につきましては、継続的に調査を実施し、必要に応じて関係機関含め協議しております。また、調査の結果判明した問題点につきましても是正措置を協議し、より適切な内部統制システムの運用に努めております。

また、内部統制システムに関する主な事項の概要は以下のとおりであります。

①内部統制システムに関する規程規則、法令、定款、社会規範等の違反やこれらの違反に関する社内通報等の報告に基づく事項で、コンプライアンス・リスク管理委員会の開催や取締役会に報告すべき重要な事項は発生しておりません。

②内部監査室は、年間監査計画に基づき各部門の内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告しております。

③コンプライアンスの推進については、全社員を対象に定期的に教材の視聴によりコンプライアンス意識の徹底・浸透に努めております。

④リスクマネジメントに関しましては、マイナンバー法施行に伴う個人情報の流出防止を目的に、特定個人情報取扱規程の新設及び個人情報管理規程を改訂いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針につきましては、特に定めておりません。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,114,874	流 動 負 債	2,277,293
現金及び預金	1,826,233	電子記録債務	674,016
受取手形及び売掛金	2,027,452	買掛金	517,863
電子記録債権	743,093	短期借入金	400,000
商品及び製品	1,437,844	1年内償還予定の社債	60,000
仕掛品	336,991	1年内返済予定の長期借入金	35,900
原材料及び貯蔵品	517,046	リース債務	50,096
その他	231,812	未払費用	126,989
貸倒引当金	△5,600	未払法人税等	65,181
		賞与引当金	133,076
		その他	214,170
固 定 資 産	4,922,393	固 定 負 債	1,397,767
有形固定資産	3,400,002	社債	210,000
建物及び構築物	1,280,416	長期借入金	100,000
機械装置及び運搬具	331,049	リース債務	177,758
土地	1,575,504	繰延税金負債	58,192
リース資産	159,457	退職給付に係る負債	724,333
建設仮勘定	13,846	その他	127,482
その他	39,728		
		負債合計	3,675,061
無形固定資産	125,670	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	80,048	株 主 資 本	8,154,501
ソフトウェア仮勘定	13,007	資本金	1,716,300
リース資産	27,632	資本剰余金	1,599,813
電話加入権	4,982	利益剰余金	5,061,631
		自己株式	△223,243
投資その他の資産	1,396,720	その他の包括利益累計額	207,706
投資有価証券	1,233,944	その他有価証券評価差額金	137,189
繰延税金資産	22,694	為替換算調整勘定	107,823
その他	146,667	退職給付に係る調整累計額	△37,307
貸倒引当金	△6,586		
		純資産合計	8,362,207
資産合計	12,037,268	負債純資産合計	12,037,268

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		8,519,532
売上原価		6,640,491
売上総利益		1,879,040
販売費及び一般管理費		2,046,749
営業損失		167,709
営業外収益		
受取利息	10,709	
受取配当金	26,532	
不動産賃貸収入	83,809	
その他	20,426	141,477
営業外費用		
支払利息	15,050	
不動産賃貸原価	7,990	
為替差損	63,855	
その他	6,897	93,793
経常損失		120,025
特別利益		
投資有価証券売却益	6,673	
受取保険金	38,895	45,568
特別損失		
投資有価証券評価損	3,964	
固定資産除却損	8,153	
減損損失	28,453	
災害による損失	19,658	
固定資産解体撤去費用	120,964	181,195
税金等調整前当期純損失		255,652
法人税、住民税及び事業税	75,767	
法人税等調整額	5,561	81,329
当期純損失		336,982
非支配株主に帰属する当期純損失		-
親会社株主に帰属する当期純損失		336,982

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,716,300	1,599,813	5,459,172	△223,243	8,552,042
当期変動額					
剰余金の配当			△60,558		△60,558
親会社株主に帰属する当期純損失			△336,982		△336,982
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			△397,540		△397,540
当期末残高	1,716,300	1,599,813	5,061,631	△223,243	8,154,501

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	270,881	89,655	△37,139	323,397	8,875,440
当期変動額					
剰余金の配当					△60,558
親会社株主に帰属する当期純損失					△336,982
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△133,692	18,168	△167	△115,691	△115,691
当期変動額合計	△133,692	18,168	△167	△115,691	△513,232
当期末残高	137,189	107,823	△37,307	207,706	8,362,207

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数

8社

連結子会社の名称

富士工香港有限公司
富士工精密器材(深圳)有限公司
株式会社三和フェルト
PT. FUJIKO INDONESIA
三和氈子香港有限公司
SANWA FELT (THAILAND) CO., LTD.
SANWA FELT VIETNAM CO., LTD.
FUJICO KOREA CO., LTD.

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち富士工香港有限公司、富士工精密器材(深圳)有限公司、PT. FUJIKO INDONESIA、三和氈子香港有限公司、SANWA FELT (THAILAND) CO., LTD.、SANWA FELT VIETNAM CO., LTD.、FUJICO KOREA CO., LTD.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引は、連結上必要な調整を行っております。なお、その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

デリバティブ…………… 時価法

③ たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品… 総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 26年～50年

機械装置 5年～8年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(リース契約に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額)とする定額法を採用しております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。
 - ③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① ヘッジ会計の方法
 1. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
 2. ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金の利息
 3. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
 4. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているので決算日における有効性の評価を省略しております。
 - ② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - ③ 計算関係書類に係る事項の金額

記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

II 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 7,554,837千円

III 連結損益計算書に関する注記

1. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額
売上原価 28,481千円
2. 受取保険金
2018年の台風21号等の被害に対する受取保険金であります。

3. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループの固定資産について減損損失を計上しております。
(単位：千円)

場所	事業部門	用途	種類	減損損失金額
当社石岡工場	自動車資材	事業用資産	機械装置及び運搬具	24,576
			建設仮勘定	3,877
合計				28,453

当社グループは、原則として、事業用資産については事業の種類を考慮してグルーピングを行い、遊休資産等については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

営業損益が継続してマイナスとなっている事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、28,453千円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当資産の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであることから備忘価額により評価しております。

4. 災害による損失

2018年の台風21号及び2019年の台風19号等により被害を受けた損失額であります。

5. 固定資産解体撤去費用

本社工場の老朽化した建造物の解体・撤去に関する費用であります。

IV 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式

1,000,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当金 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	60,558	65	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,658	5	2020年3月31日	2020年6月29日

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、余剰資金について、原則として流動性が高く安全性の高い金融資産で運用することを社内規程で定めております。

借入金及びリース債務の用途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

なお、デリバティブにつきましては、リスクを回避するため利用する可能性があります、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,826,233	1,826,233	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,027,452	2,027,452	—
(3) 電子記録債権	743,093	743,093	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	995,930	995,930	—
資産計	5,592,709	5,592,709	—
(5) 買掛金	517,863	517,863	—
(6) 電子記録債務	674,016	674,016	—
(7) 短期借入金	400,000	400,000	—
(8) 社債 (1年内償還予定を含む)	270,000	268,862	△ 1,137
(9) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	135,900	135,978	78
(10) リース債務 (1年内返済予定を含む)	227,855	219,466	△8,388
負債計	2,225,635	2,216,188	△9,446
(11) デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらの時価について、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(5) 買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該負債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値により算出しております。変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を残存期間及び信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(10) リース債務

リース債務の時価について、その将来キャッシュ・フローを新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

(11) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 238,014千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

VI 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、兵庫県伊丹市において、賃貸用の土地を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時	価
45,509		1,170,000

(注) 時価の算定方法

社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)によっております。

VII 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

8,975円48銭

2. 1株当たり当期純損失

361円70銭

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,654,063	流動負債	2,027,019
現金及び預金	821,633	電子記録債務	674,016
受取手形	419,051	買掛金	391,432
電子記録債権	739,155	短期借入金	400,000
売掛金	1,442,424	1年内償還予定の社債	60,000
商品及び製品	1,259,034	1年内返済予定の長期借入金	35,900
仕掛品	308,174	リース債務	24,014
原材料及び貯蔵品	424,502	未払金	158,361
前払費用	29,895	未払費用	115,697
短期貸付金	173,208	未払法人税等	25,541
1年内回収予定の長期貸付金	2,896	預り金	8,860
未収入金	9,227	前受収益	5,783
その他の	30,561	賞与引当金	115,075
貸倒引当金	△5,703	その他の	12,336
固定資産	5,394,911	固定負債	1,224,270
有形固定資産	2,533,159	社債	210,000
建物	983,311	長期借入金	100,000
構築物	90,608	リース債務	88,540
機械及び装置	258,323	退職給付引当金	658,171
車両運搬具	0	繰延税金負債	58,090
工具、器具及び備品	26,984	その他の	109,467
土地	1,066,060	負債合計	3,251,289
リース資産	94,180	純資産の部	
建設仮勘定	13,689	株主資本	7,660,495
無形固定資産	106,034	資本金	1,716,300
ソフトウェア	78,980	資本剰余金	1,599,813
ソフトウェア仮勘定	13,007	資本準備金	1,599,813
リース資産	9,246	利益剰余金	4,567,625
電話加入権	4,800	利益準備金	429,075
投資その他の資産	2,755,717	その他利益剰余金	4,138,550
投資有価証券	1,233,944	配当平均積立金	110,000
関係会社株式	1,411,707	別途積立金	4,220,800
出資金	80	繰越利益剰余金	△192,249
長期貸付金	16,193	自己株式	△223,243
破産更生等債権	4,271	評価・換算差額等	137,189
長期前払費用	40,675	その他有価証券評価差額金	137,189
前払年金費用	7,374	純資産合計	7,797,684
その他の	45,745	負債純資産合計	11,048,974
貸倒引当金	△4,274		
資産合計	11,048,974		

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,544,278
売 上 原 価		6,198,698
売 上 総 利 益		1,345,580
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,723,779
営 業 損 失		378,199
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	72,928	
有 価 証 券 利 息	9,654	
不 動 産 賃 貸 収 入	83,809	
そ の 他	19,639	186,032
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,882	
社 債 利 息	1,299	
不 動 産 賃 貸 原 価	7,990	
為 替 差 損	63,723	
貸 倒 損 失	18,794	
そ の 他	5,951	105,640
経 常 損 失		297,807
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	6,673	
受 取 保 険 金	38,895	45,568
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3,964	
固 定 資 産 除 却 損	7,849	
減 損 損 失	28,453	
災 害 に よ る 損 失	19,658	
固 定 資 産 解 体 撤 去 費 用	120,964	180,891
税 引 前 当 期 純 損 失		433,129
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11,323	11,323
当 期 純 損 失		444,453

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			利益 剰余金 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金			
				配当平均 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,716,300	1,599,813	1,599,813	429,075	110,000	5,020,800	△487,237	5,072,637
当期変動額								
剰余金の配当							△60,558	△60,558
別途積立金の取崩						△800,000	800,000	—
当期純損失							△444,453	△444,453
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計						△800,000	294,988	△505,011
当期末残高	1,716,300	1,599,813	1,599,813	429,075	110,000	4,220,800	△192,249	4,567,625

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△223,243	8,165,507	270,881	270,881	8,436,389
当期変動額					
剰余金の配当		△60,558			△60,558
別途積立金の取崩		—			—
当期純損失		△444,453			△444,453
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△133,692	△133,692	△133,692
当期変動額合計		△505,011	△133,692	△133,692	△638,704
当期末残高	△223,243	7,660,495	137,189	137,189	7,797,684

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- | | |
|--------------------|---|
| 子会社株式及び関連会社株式…………… | 移動平均法による原価法 |
| その他有価証券 | |
| 時価のあるもの…………… | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの…………… | 移動平均法による原価法 |
- (2) デリバティブ取引により生ずる債権及び債務
- | | |
|-------------|-----|
| デリバティブ…………… | 時価法 |
|-------------|-----|
- (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- | | |
|----------------------|--------------------------------|
| 商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品… | 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） |
|----------------------|--------------------------------|

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
- 定額法によっております。
- なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。
- | | |
|------|---------|
| 建物 | 26年～50年 |
| 機械装置 | 5年～7年 |
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
- 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
- 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 退職給付引当金
- 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

金利スワップ 借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため決算日における有効性の評価を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 計算関係書類に係る事項の金額

記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

II 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		7,195,883千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
	短期金銭債権	334,984千円
	短期金銭債務	16,876千円
	長期金銭債権	14,482千円
3. 保証債務		
当社子会社のリース会社への債務に対する債務保証をしております。		
PT. FUJIKO INDONESIA	リース債務	80,302千円
	割賦債務	614千円

III 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高			
営業取引による取引高			
	売上高		468,687千円
	仕入高		277,057千円
営業取引以外の取引による取引高			48,409千円
2. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性低下による簿価切下額 売上原価			28,031千円

3. 受取保険金
2018年の台風21号等の被害に対する受取保険金であります。

4. 減損損失
当社は、以下の資産グループの有形固定資産について減損損失を計上しております。

(単位：千円)

場所	事業部門	用途	種類	減損損失金額
当社石岡工場	自動車資材	事業用資産	機械及び装置	24,576
			建設仮勘定	3,877
合計				28,453

当社は、原則として、事業用資産については事業の種類を考慮してグルーピングを行い、遊休資産等については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

営業損益が継続してマイナスとなっている事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、28,453千円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当資産の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであることから備忘価額により評価しております。

5. 災害による損失
2018年の台風21号及び2019年の台風19号等により被害を受けた損失額であります。

6. 固定資産解体撤去費用
本社工場の老朽化した建造物の解体・撤去に関する費用であります。

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式

68,328株

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)		
賞与引当金		35,190千円
棚卸資産評価損		41,770千円
未払役員退職慰労金		4,472千円
退職給付引当金		199,013千円
投資有価証券評価損		20,386千円
貸倒引当金		3,051千円
未払事業税		4,339千円
減損損失		58,285千円
税務上の繰越欠損金		217,001千円
その他		1,753千円
繰延税金資産小計		585,264千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額		△217,001千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		△368,263千円
評価性引当額小計		△585,264千円
繰延税金資産合計		一千円
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金		△58,090千円
繰延税金負債合計		△58,090千円
繰延税金資産(負債)の純額		△58,090千円

VI 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容(注)	取引金額	科目	期末残高
子会社	PT. FUJIKO INDONESIA	所有 直接 99.5% 間接 0.5%	当社製品の販売 同社製品の購入 リース契約に関する債務保証 資金の貸付 役員の兼任1名	資金の貸付	190,587千円	短期貸付金 1年内回収予定の長期貸付金 長期貸付金	173,208千円 2,896千円 14,482千円

(注) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

VII 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 8,369円56銭
- 1株当たり当期純損失 477円05銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

株式会社フジコー
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅 田 佳 成 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大 槻 櫻 子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フジコーの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジコー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

株式会社フジコー
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅 田 佳 成 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大 槻 櫻 子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジコーの2019年4月1日から2020年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

株式会社 フジコー 監査役会

常勤監査役 野 瀬 義 一 ㊟

監 査 役 打 越 誠 ㊟

監 査 役 武 村 博 善 ㊟

(注) 監査役打越誠及び武村博善の両氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

第70期につきましても誠に遺憾ながら、当期純損失を計上することになり、繰越利益剰余金がマイナスとなりましたので、その欠損補填及び株主の皆様への配当を実施するため、別途積立金取崩しのご承認をお願いするものであります。

- ① 減少する剰余金の項目とその額
別途積立金 500,000,000円
- ② 増加する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 500,000,000円

2. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続を基本とし、当期の業績及び厳しい経営環境等総合的に勘案し、誠に遺憾ではございますが、以下のとおり1株につき5円（前期に比べ60円減配）とさせていただきますと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき5円 総額4,658,360円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役稲田一英、村井健三の両氏は任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役3名を増員して、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況、 ならびに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
※1	日原邦明 (1957年5月7日生)	2011年4月 日本毛織株式会社入社 2012年7月 同社 衣料繊維事業本部 販売第3部長 2013年10月 ニックタイランド社 取締役社長 2014年12月 日毛(上海)管理有限公司 総経理 2015年6月 南海ニック・マレーシア社 取締役社長 2016年2月 アンビック株式会社 代表取締役社長(現任) 2018年2月 日本毛織株式会社 取締役常務執行役員 産業機材事業本部長(現任) 2018年6月 芦森工業株式会社 社外取締役(現任)	0株
※2	津田章生 (1960年8月9日生)	1983年4月 株式会社フジコー入社 1998年4月 当社開発部第3チーム 課長 チームリーダー 2003年4月 当社本社営業第1 建築衣料資材部 課長 2005年4月 当社開発2部 課長 2006年3月 当社本社第1製造部 不織1課 課長 2010年4月 当社本社製造部門 製造第1部 部長 2010年7月 当社製造本部 本社製造部門 部門長 2012年7月 当社執行役員 本社製造第1部 部長 2013年11月 当社執行役員 総務部付PT. FUJIKO INDONESIA 副社長 2015年4月 当社執行役員 総務部付PT. FUJIKO INDONESIA 社長 2020年4月 当社執行役員 生販管理部 部長(現任)	600株
※3	松本泰一 (1971年8月6日生)	1994年4月 株式会社フジコー入社 2007年4月 当社開発2部 課長 2008年4月 当社本社開発部 課長 2011年7月 当社本社営業部門本社営業第2部 部長 2012年7月 当社営業本部本社営業部 部長 2018年4月 当社総務部付PT. FUJIKO INDONESIA 副社長 2019年7月 当社執行役員 総務部付PT. FUJIKO INDONESIA 副社長 2020年4月 当社執行役員 本社営業部 部長(現任)	0株
※4	樋口正睦 (1957年12月23日生)	1980年4月 豊島株式会社入社 1993年1月 同社香港豊聯毛紡有限公司出向 取締役副総経理 2007年2月 丸紅アキスタイルアジアパシフィック有限公司入社 副総経理 2009年4月 丸紅香港華南有限公司 繊維原料部 経理 2017年7月 アンビック株式会社入社 2018年2月 同社執行役員 経営管理本部 本部長 兼 営業本部 副本部長 2020年2月 日本毛織株式会社出向 産業機材事業本部 専任部長(現任)	0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び重要な兼職の状況、 ならびに当社における地位及び担当	所有する当 社株式の数
※ 5	お か も と た け ひ ろ 岡 本 雄 博 (1961年6月9日生)	2005年8月 日本毛織株式会社入社 2008年12月 同社経営戦略センター 財形室長 2013年3月 同社産業機材事業本部 管理部長 2014年12月 同社経営戦略センター 経営企画室長 2016年2月 同社執行役員 経営戦略センター 経営企画室長 2019年2月 同社常務執行役員 経営戦略センター長 (現任)	0株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役に關する事項は以下のとおりであります。
- (1) 岡本雄博氏は、社外取締役候補者であります。
- (2) 同氏を社外取締役候補者とした理由は、長らく日本毛織株式会社にご勤務され、財務から経営企画の経験を踏まえ、管理部門のセンター長として豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社のコーポレートガバナンス強化に寄与していただけるものと期待しており、社外取締役として適任であると考えております。
- (3) 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、岡本雄博氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会の終結の時をもって監査役野瀬義一、打越誠の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況、 ならびに当社における地位	所有する当社株式の数
※1	稲田 英一 (1961年2月13日生)	1982年3月 当社入社 1999年4月 当社開発部長 2000年7月 当社開発1部長 2006年6月 当社取締役開発1部長 2007年6月 当社取締役製造担当兼開発1部長 2008年4月 当社取締役製造担当 2009年6月 当社取締役本社製造担当兼開発担当 2010年4月 当社取締役開発本部長兼生販管理部担当 2011年6月 当社取締役製造本部長兼生販管理部担当兼品質保証室担当 2012年7月 当社取締役開発部、本社製造第1部、本社製造第2部、品質保証室担当 2013年2月 当社取締役開発、製造、生産技術、品質保証室 担当 兼 一関製造部長 兼 PT. FUJIKO INDONESIAコミサリス 2013年10月 当社取締役開発、製造、生産技術、品質保証、生販管理 担当兼一関製造部長兼PT. FUJIKO INDONESIAコミサリス 2014年4月 当社常務取締役開発、製造、生産技術、品質保証、生販管理 担当兼一関製造部長兼PT. FUJIKO INDONESIAコミサリス 2015年7月 当社常務取締役製造統括、開発、品質保証、生販管理担当兼PT. FUJIKO INDONESIAコミサリス 2018年2月 当社常務取締役製造統括、開発、品質保証、生販管理担当兼 生産技術部長兼品質保証室長兼一関製造部長兼PT. FUJIKO INDONESIAコミサリス (現任)	5,800株
※2	藤川 寛 (1962年1月30日生)	1985年4月 ㈱第一勧業銀行 (現㈱みずほ銀行) 入行 2006年2月 ㈱みずほ銀行 総合リスク管理部 次長 2010年4月 同行 総合リスク管理部長 2012年4月 ㈱みずほコーポレート銀行 リスク管理業務部長 2013年7月 日本土地建物㈱人事部付 日土地アセットマネジメント㈱出向 資産管理部部长 2013年11月 同社人事部付 日土地アセットマネジメント㈱出向 経営企画部部长 2015年1月 同社 内部監査室長 2016年1月 同社 執行役員 内部監査室長 2017年1月 同社 執行役員 資金運用企画部長 2018年7月 同社 顧問 日土地建設㈱常務執行役員 ビル営業部長 (現任)	0株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤川寛氏は、社外監査役候補者であります。
3. 藤川寛氏を社外監査役の候補者とした理由は、会社運営、監査に関する豊富な経験を有しておられ、この経験を生かし、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンス強化が期待できるため社外監査役候補者いたしました。
4. 藤川寛氏の選任が承認された場合は、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 藤川寛氏が社外監査役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

以上

株主総会会場ご案内

会場 兵庫県伊丹市中央6丁目2番33号
伊丹シティホテル (11階 寿の間)
電話 072(777)1111 <大代表>

最寄駅 阪急伊丹線伊丹駅下車、徒歩5分
JR福知山線伊丹駅下車、徒歩8分

